

## 教育職員免許法等施行細則の改正について

### 1 改正の理由

特別支援学校教諭の普通免許状（専修免許状）を受ける場合、大学院等で単位を修得する必要があるが、大学院等においては、教育職員免許法等施行細則に定める各科目が修得すべき具体的な科目として設定されておらず、同細則で定める各科目の単位が修得できているかの審査が困難な場合があるため、単位の修得方法を改めるもの。

### 2 改正の内容

特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の単位の修得方法のうち、専修免許状に関する記載を削除する。（第 24 条）

### 3 施行期日

公布の日

令和7年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 吉 村 達 也

宮崎県教育委員会規則第 号

# 教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前

(特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目)

第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。

|                      |           |     |     |     |     |             |
|----------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 特別支援教育<br>に関する科目     |           |     | 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 最低修得単位<br>数 |
|                      |           | [略] |     |     |     |             |
| 免許状<br>の種類           |           |     |     |     |     |             |
| 特別<br>支援<br>学校<br>教諭 | 専修免許<br>状 | 3以上 | 1以上 | 2以上 | 1以上 | 15          |
|                      | 一種免許<br>状 | [略] |     |     |     |             |
|                      | [略]       |     |     |     |     |             |

[略]

改正後

(特別支援学校教諭の特別支援教育に関する科目)

第24条 特別支援学校教諭の普通免許状を受ける場合の特別支援教育に関する科目の単位の修得方法は、受けようとする免許状の種類に応じ、次の表の定めるところによる。

|                      |           |     |     |     |     |             |
|----------------------|-----------|-----|-----|-----|-----|-------------|
| 特別支援教育<br>に関する科目     |           |     | 第1欄 | 第2欄 | 第3欄 | 最低修得単位<br>数 |
|                      |           | [略] |     |     |     |             |
| 免許状<br>の種類           |           |     |     |     |     |             |
| 特別<br>支援<br>学校<br>教諭 |           | [略] |     |     |     |             |
|                      | 一種免許<br>状 |     |     |     |     |             |
|                      | [略]       |     |     |     |     |             |

[略]

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

## 教員免許状（普通免許状）の概要

### 教員免許状（普通免許状）とは・・・

学校の種類ごと（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校）の教諭、養護教諭、栄養教諭の免許状とされ、都道府県教育委員会が授与する。

### 教員免許状（普通免許状）の種類

- 専修免許状（修士課程修了程度）
- 一種免許状（大学卒業程度）
- 二種免許状（短大卒業程度）

### 教員免許状の取得方法

#### ①授与（主に学生が申請する方法）

学士等の学位  
(大学等を卒業)

+

大学等で所要単位を修得



教員免許状

#### ②教育職員検定（主に現職教員が申請する方法）

基礎となる免許状

+

一定の教職経験

大学等で所要単位を修得



上位の教員免許状

※教育職員免許法等施行細則・・・主に上記②に関して必要な事項を定めている。

## 改正の概要

### 上記②の教育職員検定で、特別支援学校教諭専修免許状を取得する場合

特別支援学校教諭  
一種免許状を保有

+

一定の教職経験（3年）

大学院等で所要単位を修得



特別支援学校教諭  
専修免許状

#### 所要単位（現行）

特別支援教育に関する科目（合計15単位）

内訳

- 第1欄の科目（1単位以上）
- 第2欄の科目（2単位以上）
- 第3欄の科目（1単位以上）

大学院等の単位は、左記内訳の科目の確認が困難な場合があるため、**専修**免許状に関する科目の要件を削除。



#### 所要単位（改正後）

特別支援教育に関する科目（合計15単位）

※内訳の科目の確認不要